

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：オープンケア協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 山田 友徳
- (3) 所在地：大阪府大阪市中心区島之内 1 丁目 21 番 19 号オリエンタル堺筋ビル
2 階

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 10 月 15 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下実習実施者が技能実習法令に違反する行為を行っていた疑いを把握していたにもかかわらず、直ちに監査を適切に行っていないこと、傘下の複数の実習実施者に対する監査及び訪問指導を適切に行っていないこと、並びに技能実習生からの相談に適切に応じていなかったことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：広島ものづくり協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 中西 スオン
- (3) 所在地：広島県東広島市八本松町宗吉 1051 番地

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 10 月 15 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下実習実施者が技能実習法令に違反する行為を行っていたにもかかわらず、当該行為を是正するよう必要な指導を行っていなかったことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：イマオージ株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 今大路 容一
- (3) 所 在 地：熊本県八代市萩原町 2 丁目 2 番 17 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 4 年 9 月 26 日認定「認2213003296」

同年10月24日認定「認2213004155」

令和 5 年10月 4 日認定「認2313007813」「認2313007814」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 10 月 15 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：大嶋 利雄
- (2) 代表者氏名：大嶋 利雄
- (3) 所在地：茨城県結城市大字北南茂呂 424 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5 件）

令和 4 年 9 月 7 日認定「認2203002817」

同年12月 5 日認定「認2203004946」

令和 5 年 4 月19日認定「認2203006980」「認2203006981」「認2203006982」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 10 月 15 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 2 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：藤井建設株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 藤井 正一
代表取締役 原澤 武夫
- (3) 所 在 地：茨城県鉾田市鉾田 1068－2 藤井ビル 1 F

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7 件）

令和 4 年12月13日認定「認2203002871」「認2203002872」「認2203002873」
令和 6 年 1 月22日認定「認2303007988」「認2303007989」
同年11月18日認定「認2403004690」「認2403004691」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、令和 7 年 10 月 15 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。